

## 三箇自主防災会規約

(名称)

第1条 この自主防災組織の名称は、三箇自主防災会（以下「防災会」と略す）と称する。

(目的)

第2条 防災会は、災害対策基本法および地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（地震その他）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、応急手当に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の備蓄に関すること。

(役員)

第4条 防災会には次の役員を置く。

会 長（本部長）	1名
副会長（副本部長）	4名
会計	1名
班長	若干名
監事	2名

第5条 役員の任期は、定例総会から次期定例総会までとする。

第6条 会長は、防災会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 班長は、担当班の任務遂行および会務の処理を行う。
- 4 監事は会計を監査する。

(会議)

第7条 防災会の会議は、定例総会、臨時総会および役員会とする。

- 2 定例総会は、年1回4月三箇自治会の定例総会に合わせて開催する。
- 3 臨時総会は、役員会または会長が必要と認めたとき、招集する。
- 4 役員会は、構成員の2分の1以上が出席（委任状を含む）しなければ開くことができない。
- 5 会長は会議の長となり、議事を進行する。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第8条 防災会は、災害による被害の防止および軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。
  - (1) 防災組織の編成および任務分担に関すること。
  - (2) 防災知識の普及に関すること。
  - (3) 防災訓練の実施に関すること。
  - (4) 災害発生時における出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導、情報収集・伝達、および炊き出しに関すること。
  - (5) その他必要とする事項。

(会計)

第9条 防災会の運営に関する費用は、会費、その他の収入をもって充てる。

第10条 防災会の会費は、総会の議決を経て、別に定める。

第11条 防災会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(監査)

第12条 防災会の監査は、毎年1回監事が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(雑則)

第13条 この会則に定めない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

附 則

この会則は、平成22年10月1日から実施する。